

【別紙－2(2)】

○ 重点監視対象施設の監視計画数の設定方法の見直しについて

厚生労働省においては、製造・加工、調理、販売等を行うすべての食品等事業者を対象として、HACCPによる衛生管理の制度化が進められている。制度化に際しては、食品等事業者が衛生管理計画を策定し、その内容がコーデックスのガイドラインに基づくHACCPの7原則を要件とする基準A、又はコーデックスHACCPの弾力的な運用を可能とするHACCPの考え方に基づく衛生管理を要件とする基準B(小規模事業者や一定の業種等を対象)に適合することが求められることとなる。

本県にあつては、このような国の動きを見据え、基準Aへの適合が求められると思われるA、B及びCの各ランクに定める重点監視業種については、特にきめ細やかな監視指導を実施する必要があると考えている。

こうした監視指導には十分な時間をかける必要があることから、この監視指導計画では最大となる監視指導回数を示し、この範囲内で、危害の発生リスク、過去の指導実績等を判断基準として、各保健所が具体的な監視回数を決定することとした。ただし、事故があつた場合等においては最大数にとらわれず、改善が確認されるまで監視指導を実施するものとする。

なお、一般監視対象施設については従前のおりとする。

監視回数	危害発生頻度	危害規模	ランク		
			A	B	C
年3回	高い	大きい	A	—	—
年2回	高い	小さい	A	B	—
年1回	低い	小さい	A	B	C
年1/2回	低い	小さい	—	B	C